

者
学部を卒業した
又はこれに準ず
者で知的障害の
るもの

に改め、同表埼玉県立上尾特別支援学校の項中

高
等
部

三年	八四	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者
----	----	----------------------------

を

高 等 部	三年	八四	中学部 者又は る者
上尾南 分校	高等部	三年	四八
			中学部 者又は る者 あるも

を卒業した
これに準ず
を卒業した
これに準ず
知的障害の
の

に改め、同表埼玉県立騎西特別支援学校の項中

高
等
部
三

年	八四	中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者
---	----	----------------------------

を

高 等 部	三年	八四	中学部を卒 者又はこれ る者
北本分 校	高等部	三年	四八
			中学部を卒 者又はこれ る者で知的 あるもの

業した
に準ず
業した
に準ず

に改める。

障害の

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。